

入院のしおり



甘利山山頂からのレンゲツツジと富士山を望む

韮崎市国民健康保険

韮崎市立病院

〒407 - 0024 山梨県韮崎市本町三丁目5番3号

TEL. 0551-22-1221 (代表)

FAX. 0551-22-9731

韮崎市立病院倫理綱領

病院理念

地域に愛され信頼される病院をつくろう

基本方針

1. 患者さんの権利を尊重し、理解と納得に基づいた医療を行います。
2. 安全な医療を行います。
3. 地域の基幹病院として、高度で良質な医療を行います。
4. 他の医療機関と連携を強め、地域医療の向上に貢献します。
5. 公共性と経済性を考慮し、健全な病院経営に努めます。

韮崎市立病院における患者さんの基本的な権利と責務

【権利】

1. 当院では医療提供者と対等な立場で、適切な医療を受けることができます。
2. 健康状態、現在の病気の状態、治療内容、治療の見通しについて十分な情報と説明を納得するまで受けることができます。
3. 医師から十分な情報提供を受けた上で、治療方法を自らの意思で決めることができます。
4. 当院は教育・実習が行われますが、その対象となることを断ることができます。
5. 自らの意思に反する医療の提供及び教育・研究への協力を拒否した場合、なんら不利益を被ることはありません。

【責務】

1. 適切な医療を受けるため、自らの健康状態、必要とされる情報を可能な限り、正確に医療提供者に伝える責務があります。
2. 医療提供者の説明及び治療方針を十分納得する責務があります。
3. 全ての患者さんが適切な医療を受けるため、院内規則の遵守等、他の患者さんの治療や医療提供者の支障とならないように配慮する責務があります。

◇ 診療科目

- 内科 ●脳神経外科 ●外科 ●整形外科 ●眼科 ●泌尿器科
- 小児科 ●放射線科 ●臨床検査科
- リハビリテーション科 ●健康診断（人間ドック）

◇ 外来診察日

平日の午前8時30分から午前11時30分までが受付時間となります。

ただし、泌尿器科は木曜日の午前中のみ診察となります。眼科は金曜日のみ午前11時までの受付となります。その他、専門外来としてスポーツ外来、リウマチ外来も行っていますので、受診を希望される方はお問い合わせください。

◇ 外来休診日

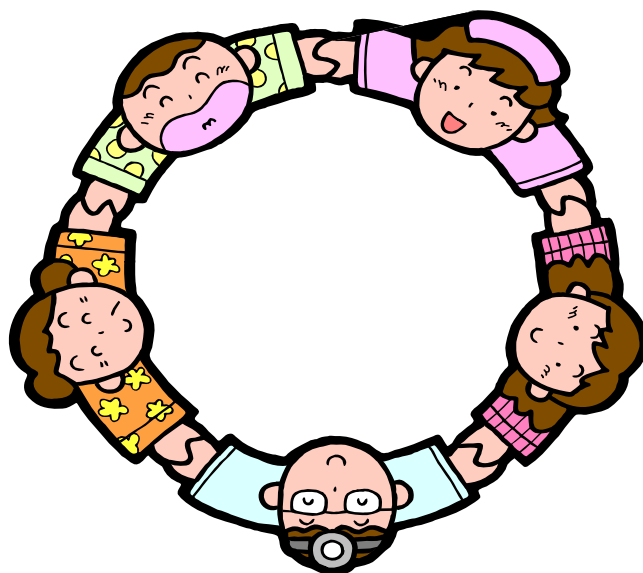
- 毎週土曜日及び日曜日
- 祝 祭 日
- 年末年始（12月29日～1月3日）

（お願い）

体調が著しく不良な場合で、緊急に受診を希望される場合はこの限りではありませんが、その場合は、来院前に電話連絡を頂けますようお願いいたします。

～ 目 次 ～

1. 入院手続きについて
2. 入院時の持ち物について
3. 入院時に係るその他のお知らせ
4. 食事について
5. 寝具類について
6. 入浴について
7. 付添について
8. 面会について
9. 入院中の過ごし方について
10. 病室（特別室）について
11. 安全な医療を提供するために
12. 入院料金等のお支払について
13. 医療相談について
14. 災害発生時について
15. その他
16. 病院配置図
17. 交通のご案内



1. 入院手続きについて

ご用意頂くもの

- ① 入院申込書等（用紙はこの“しおり”に挟んであります。）
患者・申込人・連帯保証人それぞれの方の氏名と病衣使用欄は、あらかじめ記入し、署名・押印の上、診療棟1階 受付・会計窓口 にお出してください。
- ② 印鑑（認印で構いません。）
- ③ 保険証・医療受給者証、限度額認定証(6頁参照)等
- ④ 診察券

2. 入院時の持ち物について

- ① 着替え：下着類
 - ② 洗面用具：歯ブラシ・歯磨き粉・シャンプー・ボディソープ
・ひげ剃り（ご自分でできない方は、電気カミソリをご用意ください）
 - ③ 食事に必要なもの：箸（スプーン・フォーク等）・湯のみ
 - ④ 日用品：タオル・バスタオル・ティッシュペーパー・滑りにくい室内履き
・洗濯ものを入れる袋など
 - ⑤ 紙おむつなどをご使用の患者さんは、ご自身で購入をお願いします。
 - ⑥ お手拭用ノンアルコールウエットティッシュ（洗面所での手洗いができない方）
 - ⑦ 使い捨てビニールエプロン（食事時必要な方）
- 患者さんの私物の取り違いには十分注意をしておりますが、用意された持ち物すべてに名前を記入して頂くようにお願いします。
- 患者様が日常使用している眼鏡・補聴器・義歯をご自分で管理できない場合には、取扱いには十分注意をしておりますが、紛失する可能性もあります。

3. 入院時に係るその他のお知らせ

- ① 入院期間中は、自家用車を病院敷地内に駐車することはできませんので、ご家族の送迎等でお越してください。
- ② 現在服用中の薬がわかるお薬手帳か説明書を持参してください。
- ③ 手術予定の患者さんには、看護師が必要な持ち物を別途ご説明します。
- ④ 貴重品及び現金はお預かりできません。盗難防止のため貴重品及び多額の現金はお持ちにならないでください。
- ⑤ 収納スペースが少ないため、荷物は必要最少限でお願いします。
- ⑥ 安全管理のため危険物の院内への持ち込みはご遠慮ください。
（カッター・はさみ・ナイフ・マッチ・ライター等）
- ⑦ 洗濯は、入院病棟2階にコインランドリーがあります。
（テレビカードでもご利用できます。）
- ⑧ 保険適用外の病院物品を使用する場合は実費負担となり、入院費とともに請求いたします。別紙申込書での申込が必要です。

*入院に必要な日用品については、病院内の売店でもお求めになれます。

4. 食事について

入院中の食事は、すべて病院で用意します。

病院の食事配膳時間は、次のとおりです

朝食：午前 7:45 ～ 午前 8:00

昼食：午前 11:45 ～ 午後 12:00

夕食：午後 6:00 ～ 午後 6:15

5. 寝具類について

① 病衣（パジャマ）は病院で貸与できますが、使用料は1日70円（税別）です。

② ご自分で用意されたものを使用して頂いてもかまいません。

③ 入院中に「病衣の使用を中止する。」または「病衣を借り受けたい。」など、使用について変更がある場合は、看護師に申し出て頂き「病衣貸与変更届」を提出して頂きます。

6. 入浴について

入浴は病状により、主治医の許可が必要な場合がありますので、看護師におたずねください。

7. 付添いについて

付添いを希望される場合は、医師または看護師にご相談ください。

8. 面会について

入院中の患者さんの安静と治療への支障が生じないように、次のように定めてありますので、お守りください。

① 面会時間：午後2:00～午後8:00

② 面会の方は、病棟の看護師にお申し出ください。

③ ご家族の方は、いつでも面会できます。


④ 患者さんまたは同室の患者さんの病状によっては、面会ができない場合があります。また面会時間を制限することがあります。

⑤ 病室での飲食はご遠慮ください。

⑥ 面会は患者さんの疲労や他の患者さんへの迷惑とならないよう、できるだけ少人数・短時間でお願いします。

⑦ 感染防止のため、小さなお子さん連れ、かぜや下痢の症状がある方の面会はご遠慮ください。

⑧ 酒気を帯びた方の面会はできません。

⑨ 病院内は禁煙です。 

個人情報保護法の施行により、面会の方からの病状等の問い合わせには応じられません。また入院患者さんの案内にも応じられない場合があります。

9. 入院中の過ごし方について

① 医師・看護師の指示をお守りください。

② 外出・外泊・退院は、主治医の許可が必要です。無断での外出・外泊は、絶対になさらないでください。

③ 電気製品（テレビ・パソコン・ゲーム機・あんか・電気毛布・電気ポット等）、無線機等の持ち込みは原則としてできません。

ご使用を希望する場合は、病棟看護師長にご相談ください。

- ④ 備え付けのテレビは、1階売店前の自動販売機でカードとイヤホンを購入してご使用ください。(カード未使用分は、精算機で換金できます。)
- ⑤ 病棟内は、午後9時頃に消灯し、翌日の午前6時頃に点灯します。
- ⑥ 携帯電話は使用可能ですが、他の患者さんの迷惑にならないようにマナーをお守りください。
- ⑦ 病院内での飲酒はできません。
- ⑧ 病院内は禁煙です。🚫

10. 病室（特別室）について

病室には、次のとおり特別室があります。

特別室A（1人部屋）：室料差額1日5,000円（税別）

特別室B（2人部屋）：室料差額1日1,000円（税別）

※各病棟の特別室は下の表をご覧ください。

病棟	特別室A（1人部屋）	特別室B（2人部屋）
3F	320・321	315・316・317・318・ 326・327・328・330
4F	420・421・426・427・ 428・430	415・416・417・418

- ① 入室を希望される方は、医師または看護師にお申し出ください。
- ② 満床等のためご希望に添えない場合もあります。
- ③ 患者さんの病状や他の患者さんの受け入れのため、病室や病棟を移動して頂く場合があります。

11. 安全な医療を提供するために

- ① 当院では、フルネームで患者さんの確認を実施しています。職員が患者さんにお名前をお聞きした際には、フルネームでのご返答をお願いします。
- ② 病室への入退室時や食事前は、手洗いや速乾性すり込み式手指消毒剤による手指消毒を行ってください。各病室入口に設置してある速乾性すり込み式手指消毒剤と病棟内の洗面台をご利用ください。
- ③ くしゃみ・咳がでる方は、マスクを着用してください。

12. 入院料金等のお支払について

- ① 当院では、診療報酬点数表により入院診療費を算定しています。ただし保険が適用されないもの(室料差額・文書料等)については、当院の定めるところにより請求させていただきます。
- ② 入院診療費には、月締め請求と退院時請求があります。

(1) 月締めの請求は、翌月10日前後に患者さんへ納入通知書と診療明細書を併せてお配りしますので、お手元に届き次第、診療棟1階受付・会計窓口にて保険証を提示頂き、お支払いください。



- (2) 退院時の請求は、納入通知書等はお配りしませんので、退院日に診療棟 1 階受付・会計窓口にて保険証を提示頂き、お支払いください。
- ③ 保険証を提示されない場合は、自費での請求となります。
- ④ 支払方法は、現金またはクレジットカードでお願いしております。
ご利用いただけるカードは VISA/MasterCard/DC/UFJ/NICOS/MUFG の 6 種類です。
- ※ 銀行振込みを希望される方は、診療棟 1 階受付・会計窓口でご相談ください。
- ⑤ 診療内容により、退院後に追加料金の請求をさせて頂くことがあります。
- ⑥ 入院診療費についてご不明な点がありましたら、診療棟 1 階受付・会計窓口にお尋ねください。

入院の際、あらかじめ「限度額適用認定証」を窓口で提示頂くと、病院へ支払う金額が自己負担限度額までになります。

○ 手続きをするには…

⇒ 事前に加入している保険者に申請して、認定証の交付を受けてください。

加入保険や世帯の所得状況により、限度額適用認定証もしくは限度額適用・標準負担額減額認定証が交付されます。

手続きの仕方や申請時に必要なものなど、詳しいことについては、それぞれの保険者にお問い合わせください。

≫ お問い合わせ先 ≪

国民健康保険の方 ⇒ 「市町村国民健康保険担当課」にご相談ください。

共済・健保組合の方 ⇒ 「勤務先の健康保険担当者」にご相談ください。

全国健康保険協会の方 ⇒ 「協会けんぽ」にご相談ください。

協会けんぽ山梨支部 TEL 055-220-7750

当院入院中に他院を受診した場合に、受診した医療機関において保険の適用を受けられず、自費診療扱いになることがあります。

受診を予定している病院に確認して頂き、受診するようお願いします。

13. 医療相談について

当院で治療を受けている患者さんやご家族の方が、不安に思っていることなどの相談を地域医療連携室で無料でお受けしております。

入院に関わる経済的な問題、療養中の心理的な問題、他の医療・介護施設への入所を検討する必要がある方など、プライバシー保護にも十分配慮しておりますので、安心してお気軽にご相談ください。

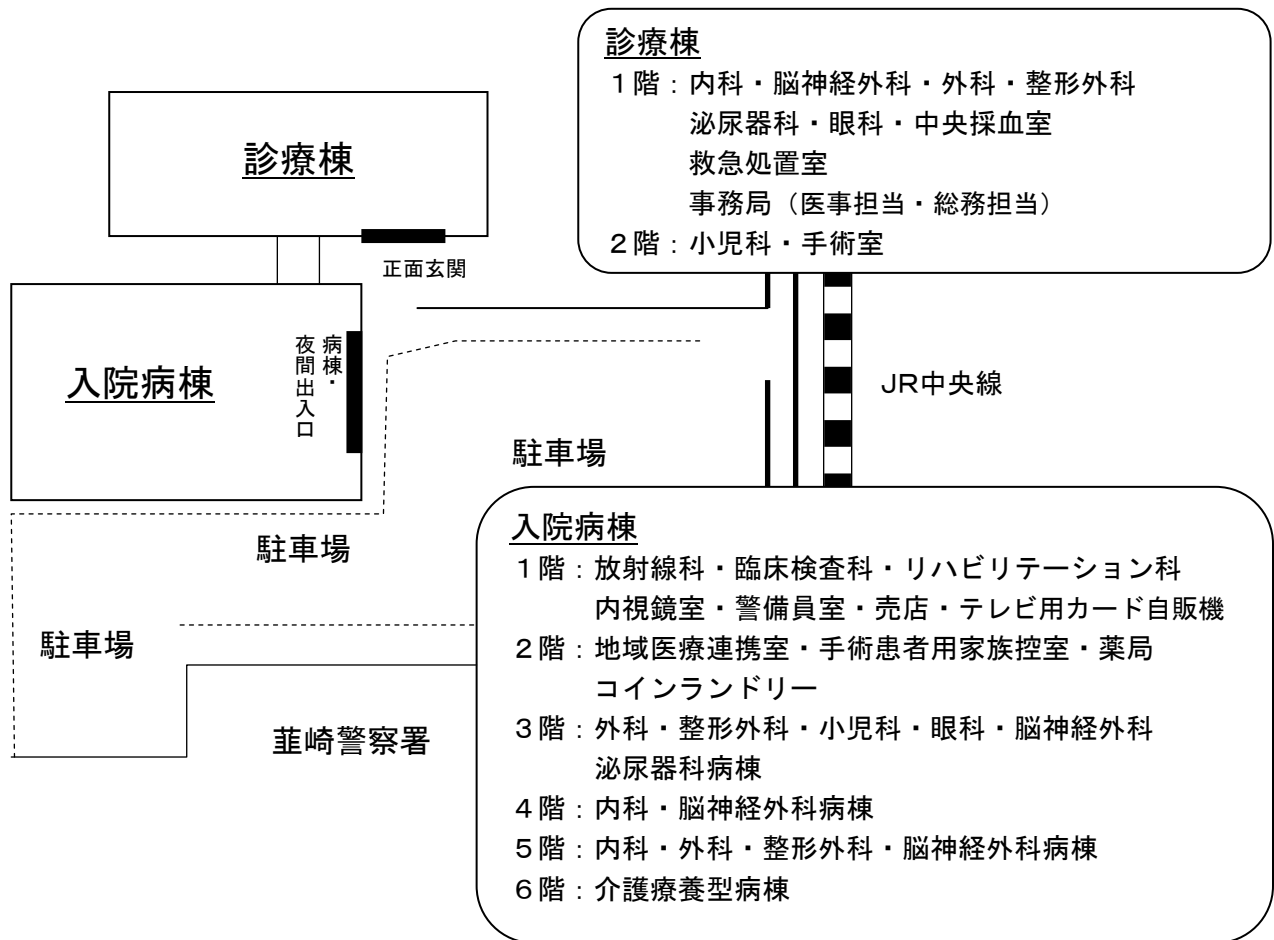
14. 災害発生時について

- ① 万一、地震や火災などの災害が発生した時は、職員の指示に従い落ち着いて行動してください。
- ② 災害に備えて、避難経路の確認をしてください。
- ③ 近隣の地域で大規模災害等が発生し、多数の負傷者が収容される場合には、主治医の判断で一時的に外泊または退院をお願いすることがありますのでご承知おきください。

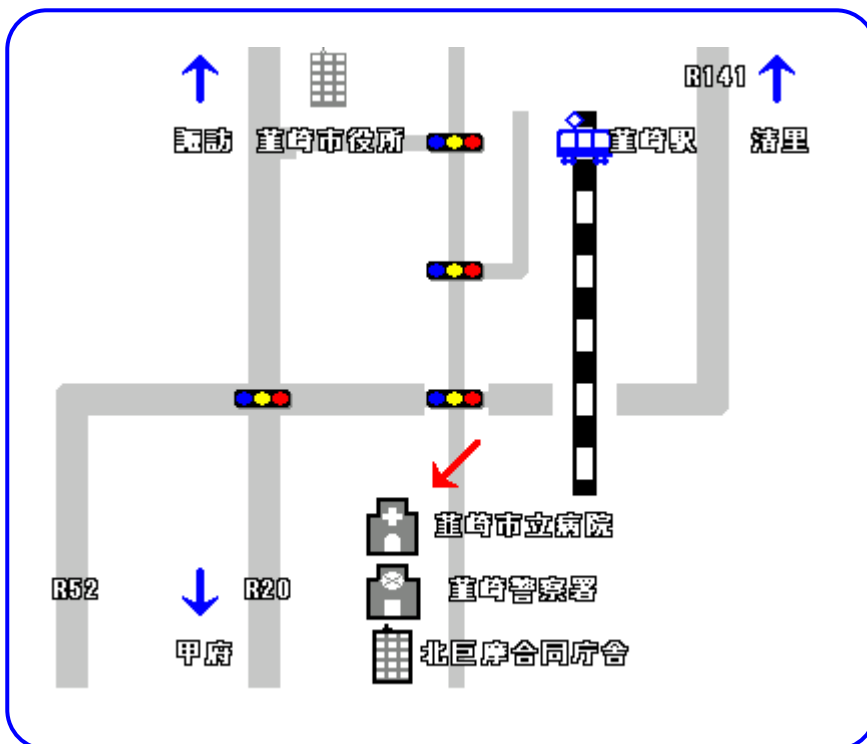
15. その他

職員に対するお心付けは、固くお断りしております。

16. 病院配置図



17. 交通のご案内



○藤崎駅から
徒歩約20分

- 市民バス停留所
- ・穂坂線
 - ・社会福祉村線
 - ・円野線
 - ・竜岡線

※時刻表は、病院正面玄関の公衆電話の所に貼ってあります。